

経済産業大臣の意見	事業者の見解
1. 総論 (1) 対象事業実施区域の設定 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る協議・調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。 また、対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映させること。	本事業者として、他事業との環境負荷の低減をめざし、事業実施想定区域内での風車設置場所等について協議・調整を実施してまいりましたが、現時点では合意に至らなかったため、本事業と他事業の対象事業実施区域をすみわけて方法書以降の手續を進めるなど、重複状況を改善するための積極的な対応が困難な状況となりました。 このため、本事業と他事業の対象事業実施区域や風力発電機の設置予定場所が重複する可能性をできるだけ減らすとともに、本事業の風力発電機の設置基数をできるだけ減らすことにより、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り低減していきたいと考え、配慮書の事業実施想定区域の拡張や絞り込み、風力発電所の出力や風力発電機の基数の見直しを行い、対象事業実施区域の変更経緯等を「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯」に記載しました。 また、対象事業実施区域並びに風力発電設備等の配置等の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映いたします。
(2) 累積的な影響 想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手續中であることから、本事業とこれら手續中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。	対象事業実施区域の周囲で計画中の他事業について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や、他事業者との情報交換に努めた上で、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価の実施に努め、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討いたします。
(3) 事業計画の見直し 上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを検討いたします。

経済産業大臣の意見	事業者の見解
(4) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。
2. 各論 (1) 騒音に係る環境影響 想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。
(2) 風車の影に係る環境影響 想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。

経済産業大臣の意見	事業者の見解
(3) 鳥類に対する影響 想定区域及びその周辺には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカ及びコウノトリの生息が確認されているほか、想定区域の周辺には国内希少種に指定されているイヌワシの生息も確認されている。また、想定区域及びその周辺はハチクマ等の猛禽類及びガンカモ類等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行います。 また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減いたします。
以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。	以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載いたします。